



# 改めて見直す豚糞堆肥の管理について

## 特殊肥料を生産販売するための届け出

畜産環境対策や衛生対策として堆肥の管理は重要である。昨今、堆肥の不適切な処理事例が散見される事から、関連法令を正しく理解し適切な豚糞堆肥の生産・管理に努めたい。

### 「特殊肥料」と「普通肥料」

肥料は農作物の生産になくてはならないものである。肥料といえれば化成肥料を思い浮かべるが、堆肥も肥料成分を含み圃場で有効活用されている。下記3点が肥料の定義となっている。

- ①植物の栄養とするために、土地に施用するもの
- ②植物の栄養とするために植物の葉などに施用するもの
- ③植物の栽培に役立つよう、土壌に化学的変化を起こさせるため土地に施用するもの

肥料取締法では、肥料は「特殊肥料」と「普通肥料」に区分されている。「特殊肥料」は、動物の排せつ物<sup>\*</sup>やその焼却灰、堆肥、米ぬか、魚かすなどをいい、「普通肥料」は、特殊肥料以外のものをいう。

動物の排せつ物である豚の糞尿は特殊肥料にあたる。また堆肥は、ワラ、もみ殻、樹皮、動物の排せつ物、その他の動植物質の有機物(汚泥及び魚介類の臓器を除く)を堆積または攪拌し腐熟させたもの

写真. 豚糞堆肥(ペレット)



全農畜産生産部 推進・商品開発課

である。豚の糞尿を敷料と混ぜ、堆肥化した豚糞堆肥も特殊肥料にあたる(写真は一例)。

これらは肥料成分が変動しやすく、一定の規格を設ける事が困難な肥料として特殊肥料に指定されている。

### 都道府県への届け出

特殊肥料を生産し、他者に販売や譲渡(有償、無償ともに)する場合は、肥料取締法により、生産量の多少にかかわらず都道府県知事に届け出る必要がある。

### ①特殊肥料生産業者届出書

特殊肥料を生産する場合に必要であるが、他者に譲渡せず、自家利用(自分の圃場でのみ使用)する場合は不要である。

### ②肥料販売業務開始届出書

肥料を販売する場合は届け出が必要である。特殊肥料のうち「動物の排せつ物」と「堆肥」は、品質表示の基準があり、表示が義務づけられている。生産・販売する場合は、包装の外部などの見やすい箇所に品質表示を行う。

具体的には肥料の名称、肥料の種類、表示者の氏名または住所、原料、主要な成分の含有量等の必要な表示項目(図)を容器または包装に印刷するか、貼付する。バラ出荷などで包装しない場合は、表示項目を記載した書面を利用者に渡すようにする。詳しくは各都道府県へ確認が必要である。

※動物の排せつ物(凝縮促進材(下表に限る)を加えたものを含む)

- ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- ポリアミン系高分子凝集促進材
- アルミニウム系無機凝集促進材
- 鉄系無機凝集促進材

出典:特殊肥料を指定する件(農林水産省告示第1550号 施行 平成29年11月15日)より

図. 特殊肥料の表示の例

肥料取締法に基づく表示	
肥料の名称	〇〇〇〇
肥料の種類	たい肥
届出をした都道府県	〇〇県
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1
正味重量	15kg
生産(輸入)した年月	平成31年2月
原料	豚ふん、おがくず
主要な成分の含有量等(現物あたり)	窒素全量 2.5% りん酸全量 5.0% 加里全量 3.0% 銅全量 315mg/kg 亜鉛全量 950mg/kg 石灰全量 〇〇.〇% 炭素窒素比(C/N比) 14

注1:表示が必要な場合に記載(以下の通り)  
銅:豚ふんを原料とする場合で、現物1kgあたり300mg以上含有する場合  
亜鉛:豚ふんや鶏ふんを原料とする場合で、現物1kgあたり900mg以上含有する場合  
石灰:石灰を原料とする場合で、現物1kgあたり150g以上含有する場合